

サービス利用までの手順 (入所)

①利用相談及び申込み

施設にご来所下さい。支援相談員が応対致します。

施設見学にも随時応対致します。

担当：支援相談員 浅田 良太 TEL：0790-78-0001

【利用申し込み時に必要な物】

- 介護保険被保険者証等、入所者本人に関わる保険証全て
「利用申込書」の提出をもって、利用申込みの受付となります。

②情報提供書の提出

利用の順番が近づいた時点で、情報提供書の提出をお願いします。

【お願いする情報提供】

- 診療情報(主治医より)

当施設の様式があります。データは3ヶ月以内のものに限りします。

記載漏れがありますと利用決定の協議ができない場合があります。

- 日常生活状況

入院・入所中の場合…入院・入所先の職員より

在宅生活中の場合 …担当のケアマネージャーより

③本人面接

職員が生活先を訪問して面接させていただきます。

家族の同席は必須ではありませんが相談させて頂く場合があります。

④処遇検討会議 (利用判定会議)

施設長・管理医師、各部門の担当者が参加する処遇検討会議にて利用の可否を協議致します。

会議の結果はお電話にてお知らせいたします。

⑤契約

施設に来所して頂き、利用中についての相談と利用の契約を行います。契約が済めば、待機者として入所の順番を待っていただきます。

【契約時に必要なもの】

- 印鑑 2種類(本人及び身元引受人)

- 利用相談時にお渡しする封筒(利用約款等)

※契約時、利用料の請求書等の送り先と緊急連絡先(2ヶ所)を記載していただくことになります。

⑥利用開始

部屋の空きが出れば、ご連絡し、入所日の調整をさせていただきます。

☆連絡から5日以内の入所をお願いします。

☆入所可能な日は平日の月曜から木曜までとなります。

9:30~11:00 13:30~15:00 の間に入所ください。

入所時は入所時必要品(別紙)を用意していただき、ご持参下さい。

原則として、入所時の送迎は出来ませんので、ご家族での送迎若しくは介護タクシー等の利用をお願いします。介護タクシーは施設が手配することも可能です。